

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。  
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

## 見守り 新鮮情報

第135号

消費者庁によると、**介護ベッドの手すりの隙間に頭や首・手足などを挟まれて死亡や重症に至った事故**は、2007年度から約5年間で**58件**報告されています。そのうち**死亡事故**は**29件**にものぼります。介護ベッドの各製造事業者は、**事故を防ぐための部品を配布**したり、製品の**安全使用に関する注意喚**

**起**を行ったりしていますが、部品の入手や交換をしていない使用者もいます。隙間に頭や首などが入り込むおそれのある製品を使用している場合は、**部品を入手して取り付ける**などの**対策が必要**です。



## 注意!介護ベッドの手すりの隙間に 首などを挟む事故!

### ひとこと 助言



見守るくん

- 介護ベッドの手すりは、ベッドの側面に取り付けられ、ベッドからの起き上がりや乗り降りの際につかまって体を支えたり、体がベッドから落ちたりしないようにするためのものです。
- しかし、手すり本体や手すりとはベッドとの間に生じる隙間、手すりを逆向きに取り付けたために生じた隙間などに頭や首・手足などが挟まれる重大な事故が発生しています。
- 各製造事業者は、事故の危険性のある製品に対し、隙間を埋めたり、逆向き取り付けを防止したりする部品を配布しています。介護ベッドの使用者や介護者などは、事故の危険性のある製品かを製造事業者を確認し、該当する場合は至急対策を講じましょう。
- 2009年に介護ベッドの日本工業規格(JIS)が改正され、挟み込み防止のための隙間の基準強化が図られています。購入などの際には、新JIS対応製品であることを必ず確認するようにしましょう。